

一般競争入札の実施について

社会福祉法人京都府社会福祉事業団経理規程第71条により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年7月30日

社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
理事長 中本 晴夫

1 入札に付する事項

(1)業務の名称及び数量

ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン機器賃貸借及び保守一式

(2)納入場所

社会福祉法人京都府社会福祉事業団が指定する場所

※別紙「社会福祉法人京都府社会福祉事業団 施設所在地一覧」参照

(3)賃貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

(4)調達物品等の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)6階

社会福祉法人京都府社会福祉事業団 本部事務局 総務課

電 話 番 号 (075)222-2212

ファクシミリ番号 (075)222-2236

3 参加申請書及び仕様書等の入手方法

(1) 配布期間 令和6年7月30日(火)から令和6年8月6日(火)まで

(2) 入手方法 社会福祉法人京都府社会福祉事業団のホームページのトップページ「法人のお知らせ」からダウンロードすること。(URL : <http://ksj.or.jp/>)

4 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 京都府のコンピュータの賃貸借に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 過去5年間(令和元年度～同5年度)の公共機関へのパソコン納入実績が、1案

件につき 100 台以上ある案件が 1 以上あること。

(3) 当該調達機器に関し、調達仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注「役員等」とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用等をしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) (4) に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするものでないこと。

(6) 京都市内に本社又は営業所等を設置している者であること。

(7) 5 で定める一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）の提出期限日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとするものは、社会福祉法人京都府社会福祉事業団理事長に参加申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和 6 年 7 月 31 日（水）から令和 6 年 8 月 7 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出場所

2 に同じ

(3) 提出方法

参加申請書提出期間中の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）の間に持参により提出すること（土・日曜日、祝日は除く）。

(4) 添付書類

参加申請書（様式 1）には、次の書類を添付すること。

- ア 誓約書(様式2)
 - イ 応札業務仕様書(様式3)
 - ウ 納入(契約)実績調書(様式4)※納入実績を示す資料を添付すること
 - エ 保守管理体制図※「パソコン機器賃貸借及び保守一式」業務を遂行するにあたって、支障をきたすことのないような保守管理の体制を示す図(契約窓口会社、保守窓口会社及び連絡先等を記入したもの)(様式自由)
 - オ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書(写し)
 - カ 会社概要、会社概要がわかるパンフレット等を提出してください。
 - キ 当該入札担当者の名刺
 - ※提出する関係書類は、全てA4版にしてア～カの順番で本申請書に綴じて、1部提出すること。
- (5)参加申請書等の作成及び提出に係る費用については提出者の負担とする。
- (6)提出された参加申請書等は返却しない。
- (7)提出期限以降における参加申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8)入札参加資格確認結果については入札参加資格確認結果通知書をもって通知する。

6 質疑等

- (1)質疑等については令和6年7月31日(水)から令和6年8月5日(月)までに受け付けて、令和6年8月6日(火)までに回答する。
- (2)質疑がある場合には質問書(様式5)を用いて、2のファクシミリにて受け付ける(電話又は口頭による質問は認めない)。
- (3)回答についてはファクシミリにて行う。

7 入札手続等

- (1) 入札の留意事項
- ア 入札については、郵送のみ受け付ける。
 - イ リース及び保守期間全体の総価で入札に付する。
 - ウ 入札金額については5年間の契約とするため、5ヶ年分の金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 入札書には、入札金額の内訳を記した内訳書を添付すること。
 - オ 入札者は、その提出した入札書の差し替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (2) 入札送付期限・送付先
- ア 日時 令和6年8月16日(金)※当日中必着
 - イ 送付先 〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)6階
社会福祉法人京都府社会福祉事業団
本部事務局総務課 木村宛て
 - ウ その他 入札書等の送付は、書留もしくは簡易書留等の配達記録が残る方法で行うこと。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 「4入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札
- イ 参加申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 参加申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 入札に関して不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- オ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- カ 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭なため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書(封筒含む)で入札した者の行った入札
- キ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者の行った入札

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 契約者

社会福祉法人京都府社会福祉事業団 理事長 中本晴夫

(8) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。